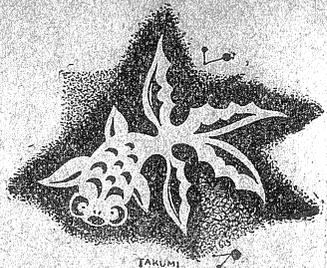


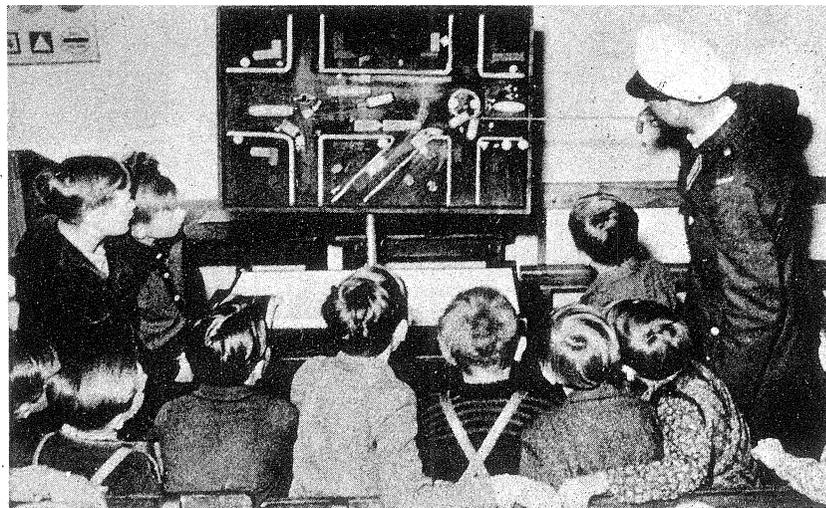
文部時報



1952年 8月号

占領下の苦心談

C.I.Eとの接渉	有光次郎	2	
文部省でシルバの実演	伊藤日出登	4	
中央教育審議会にのぞむ	勝田守一	8	
国立教育研究所 青少年教育部の運営と事業	駒田錦一	13	
公務員の健康管理	渡辺彌平	26	
新しい学校の特別教室Ⅲ	石丸健雄	44	
◇教育時評◇	Z生	40	
西ドイツの学生運動(外国教育事情)	篠原正瑛	36	
各局の動静	管理局・文化財保護委員会	23	
沖縄教員のルポルタージュ		60	
奄美群島	葉山俊一	沖繩群島	島袋栄徳
宮古群島	嵩原恵紀	八重山群島	石垣安義
教育関係論文(雑誌掲載)目録No.9・10	89	教育関係論説(新聞掲載)題目一覧	72
新刊紹介(青年運動・若い両親のために・国語科教育事典・ほか)			70
文部省重要通達事項一覧表	96	編集後記	96
《表紙とそのうら》	西ドイツの子供たち		

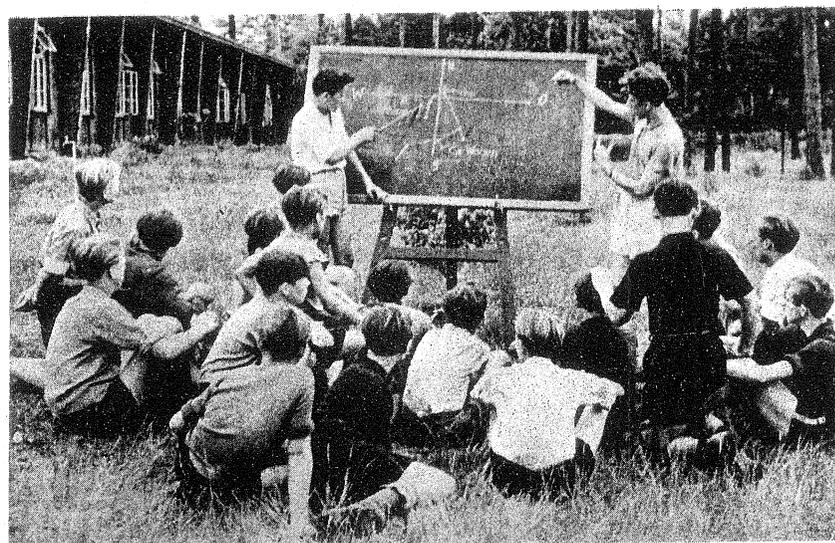


《上》 先生になったおまわりさん…交通事故を少なくするために、ベルリン全市の学校で、おまわりさんを先生にして、交通教育をしたときの教場風景。

《表紙》 子供のあそび場につくられた水のみ場…あつい真夏、どんなちいさな子供でもたやすく水がのめるようにつくられてある。ベルリンのフィヒテベルグのあそび場で。

《下》 戸外学校の授業…ベルリンのある学校では、自然のなかにはぐくまれながらこうした授業が夏休みに二週間ほど続けられる。

西ドイツの子どもたち





占・領・下・の・苦・心・談

C・I・Eの接渉

有光次郎

米軍の上陸を目前にひかえて、文部省では女学校を一時閉鎖すべきかどうか問題とされたことすらあったが、——もちろん、閉鎖の指令などはでなかったが——いよいよ連合国軍が進駐して総司令部が設置

され、その民間情報教育部が文部省と接触を保つこととなってからは、彼等の行政管理方針も明らかとなり、文部省としても与えられた立場が判然とした。そこで、教育・思想・文化に関する事項は、一方面的指

令や圧力では真実の効果はあげ得ないのであって、あくまでもわれわれの納得と意欲に基いて施策されるべきであるという文部省の見解は、情報教育部でもぜんぜん賛成であり、他省関係の行政分野と異り、教育・文化については、司令部側の指令が少ないのを誇りとする有様で、先方の指示や要望に対しても虚心坦懐に当方の事情をのべ意見をいうことができた。それにはまず先方がどういふ事をなぜ欲しているかを正確につかむことが第一に必要であり、第二に当方の意向を的確に先方へ伝えることが必要で、そのためには、こちらの責任者が直接先方の責任者と会談すること、よき通訳者を見つけたということが大切であった。たいいていのトラブルはこの方法で回避できたように思う。しかし翻って考えてみると、それは日本の教育制度に対する彼等の占領方針を実施する場合には相当に効果があったと思うが、彼等がある方針を決定す

る場合には、こちらの意見や陳情は、はたしてどれだけ考慮されたか、いささか疑念を得ない。ことに、彼等がある方針をワシントンから与えられ、または極東委員会や対日理事会等の要請や空気がならんらかの態度をとうとうとする時は、いくら当方で陳弁しても力及ばぬことがあったような気がする。

昭和二十年十月二十二日付覚書「日本教育制度の管理政策」は連合国総司令部の基本的な方針として最初に指示されたもので、その内容は、教育内容・教職員・教育技術面の三つにわたり軍国主義的および極端な国家主義的なものを排除し、積極的に民主主義教育を確立せんとするものである。もちろん、この覚書の段階においては不適当なるものの排除を主目的としているのであって、積極面の教育民主化は、昭和二十一年三月来朝の教育使節団の活動により本格的なステップをふみだすこととなっ

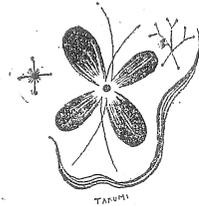
た。総司令部はこの使節団の報告書を基準とし、同年八月内閣に設置された教育刷新委員会の建議を目安として、文部省の施策を検討して教育行政を管理したといえよう。

教育刷新委員会は文部省にとって強力なつかい棒であり、新教育推進のべんたつ者でもあった。教育刷新委員会の議題や討論の概要は、委員会側と司令部側と文部省側とからなる連絡委員会が、毎週情報連絡されており、会の動向はつねに司令部側で承知していた。もちろん司令部は教育刷新委員会に干渉はしなかったかわりに、委員会の意見はすいぶん尊重はしたけれど、実施上すべてそのいいなりになつたわけでもない。文部省としては、もちろん教育刷新委員会の線で企画し、政府部内でまとまったところを司令部と交渉して事を選ぶわけであるから、これまた教育刷新委員会の建議とおりにすべてを運び得たと

はいえない。

しかし教育勅語にかわるものとして、新教育の理念を宣言し教育の目的および方針を明定すべく教育基本法を制定すべしとの建議によって、昭和二十三年三月同法は制定され、また学制については、いわゆる六・三・三・四の制度を採用すべき旨の建議を基とし、司令部の熱心なる要望を政府部門の各般の施策とにらみあわせて実現の端緒をつかむ準備を進め、ついに同年四月学校教育法の制定をみたが、新制中学校の義務制は、二十二年度はまず第一学年のみを、二十三年度は一・二学年を、二十四年度以降にはじめて全学年を義務制とすることとなったが、当時将来に大きな負担を伴う大改革を実行するのは時宜を得たことかとの慎重論もあったが、当時は財政的には一年二年さきの目途もたてかねるような実状だったので、むしろ新日本建設の基調となすべき事項は断行すべきで、施設等の充実

はその都度経費の許す限度においてまかなっていくほかないという考え方をしたのである。昭和二十三年十一月には教育委員会法が施行されたが、委員会の設置範囲と委



文部省でシルバの実演

伊参の去勢

員の選出方法等の点については最後まで司令部と討議したことは、いまだに忘れ得ない思い出である。(元文部次官)

—二七、六、二〇—

総司令部で教育を所管していた民間情報教育部は日本政府に対してできる限りディレクティブを出さない方針を採っていたせいか、文部省に奉職していたわれわれは「命令」されるよりも「接渉」する機会が多かった。

接渉をしていると、双方が誠心誠意でありながら、米国と日本との習慣や国情の相

違から、両者が納得して話が一致点に到達するのに困難を感じる場合がしばしば起る。これは笑にやっかいな問題で、「国情が相違する」ことを相手方に認識してもらうには相当の努力がいる。日本の国情、ことに日本人の物の考え方の微妙な点などとはうてい米国人には理解できないことだ。相手方からいえばそのわからないことをわか

ってくれといわれるのだからずいぶん無理な話ではある。またわれわれとしては「他の理由」を「国情の相違」で塗りつぶそうとしているのではないかと痛くもない腹を探られることもある。あまり「国情の相違」を固執して説明していると、「君たちのような考え方では、日本の古い習慣を破って新しい民主主義を伸長させてゆくことはできないではないか」と反対される。もっともでもあるが、日本国民の多数がどうも理解納得し得ないと思われることを無理に押進めることはかえって事を成就させるゆえんでないから、「ごむりごもつとも」と引き受けることはできず、トツオイツ思案させられることになる。

終戦間もないころ、文部省では、戦争で疲労しきって前途に光明を失っている青少年に対し、その身体的精神的な立ち直りの一助に資したいと考えて、スポーツの振興

と同時に青少年向きのレクリエーション運動の啓もう計画を立てその道の権威者や熱心家を集めて研究してもらい、結論を得て、これを社会に発表した。この計画書は、年齢層や地方別のそれぞれに適応したレクリエーションの種目を列挙したもので、スクエアダンスや地方の盆踊りなども例示されていた。

ところである日、銀座の某デパートの階上で経営されていたダンスホールの支配人が刺を通じて面会を求めて来た。会ってみると相当年配の支配人と妙齢な御婦人との同伴で、その婦人はダンサー労働組合の執行委員長であるとの紹介であった。「なるほどダンサーにも労働組合ができたのかナア。」とひとりで感心していると、まずその執行委員長が「先般のアメリカ軍の進駐に当って、われ々職業ダンサーたちの努力によって、いかに良家の女子が防衛されたか。」をとうとうと述べられた。ありがたい

ことではあるが、それだけでは「どうも文部省と直接に関係はなさそうだ。」などと考えていると、次いで支配人さんから「今度文部省が発表したレクリエーションの推奨種目に社交ダンスが入れてないのは実にけしからん。どうも文部省は社交ダンスに対する理解が足りない。直ちに種目に追加するように。」との強い要望で、またいづれお目にかかる機会を持つつもりであるからそれまでに十分研究しておかれないとの申し出があった。その日は別れたのであった。社交ダンスについては、レクリエーションの研究会では論議の結果、時期がなお早いとして種目に入れてなかったのである。

数日たったある日、先日の支配人さんがまたあらわれた。「先般いろいろと申し上げたがまだ十分でない気がする。特に貴下は最近の社交ダンスについて御承知ない様子である。社交ダンスといえは、男と女が

抱擁するような格好で踊るものだけとお考えかも知れないが、最近の社交ダンスには男女が離れて踊るおどり方もある。それをシルバという。今日は専門家を連れて来たから、今ここでそれをお目にかける。」との申し入れである。「今、ここで？」と反問したが、その間に答える間もなく、支配人さんは「オイオイ」と室の前に待たせてあるらしい同伴者を呼び入れてしまった。見れば化粧うるわしき女性二人、それが肩から胸もあらわなイーヴニングドレスのいでたちである。戦争中から女といえはモンペ姿だけを見馴れていた当時であったから、「アッ裸ダ！」と思わずハッと息を飲み込んだ。気の弱い限りではあった。御持参の蓄音器から聞き馴れぬメロディが流れ出した。タキシードを着た若い男がまた、ふたりあらわれ、二組のシルバが役所の狭い室の中で始まった。こちらは先刻からどきもを抜かれ通して、タダぼうとしてながめて

いるばかり。とにかく男と女が入れかわりしてドタバタやっているというほかは何も目に入らない。室には掃除のゆきとどいていない古いじゅうたんが敷いてあるのだから、ステップのたびにほこりが舞い上がる。白い膚とあざやかな色の薄地の絹のドレスがほこりの間をヒラヒラと行ったり来たりしていると思っているうちに一曲は終わった。「もう一曲御覧に入れる。」との御宣託である。「結構でした。」と断りともお礼ともつかぬあいさつをしているうちにまた始まった。ドタバタ、ドタバタとつづく。不思議な音楽が庁内に響き渡るので同僚たちがだん／＼と集まって来た。「これは何ですか？」異様な状景に、わたくしの耳もとで質問する人も出て来る。皆時々顔を見合せながら役所では前代未聞の風景をながめている。二組の踊り手を囲んで人がぎがで上がった。音楽がやんでちよ／＼との間シンとなったナと思つたとたんに支配人さ

んは立ち上がった。「文部省の諸君！ただ今御覧に入れたように社交ダンスには男女相よりそわぬ型もあるので健全娯楽の一つである。しかるに今度文部省で発表されたレクリエーションの奨励種目の中に社交ダンスを取り入れてないのは実にけしからんことである。そもそも社交ダンスは……」と大演説が始まったのである。あまりにも長大舌で趣旨弁明のリフレインが多過ぎるので、聴衆はひとり減り、ふたり減り、とうとうあとにはわたくしひとりだけがまた残された。それからさんざん聴かされたあげく、「今後ともなお十分に研究する。」と約束させられてしまった。

だ。」と反対され、ア、でもない、ユオでもない」と押し問答をしていた時ではあったし、かた／＼約束を果すよい機会とも考えて、ある日、文部省や体育関係の学校の先生たちの専門家二十人ばかりでそのダンスホールで社交ダンスの実地研究をやる計画を立てた。(不幸にもわたくしは他用のため心を残しながら欠席したのであるが)ホール側では当日は一般入場者を断つての指導という親切ぶり、いろいろの種類のダンスの実演やら解説やらでたいへんな力が入れ方であったらしい。各新聞社は「コレはニュースだ。」とばかりに写真入りで書き立てた。その翌日である。C・I・Eから定例の会見日でもないのに出頭せよとの連絡があった。何事かと伺候してみると、「本日の日本の新聞によれば、君たちは昨日銀座のダンスホールに見学に行ったそうではないか。実にけしからん。ことに学校の教師がかゝるいかがわしい場所に見学に行くとは

何事であるか。」とのドエライおしかりである。事のいきさつをのべ、いろいろと釈明したけれどもお聞き入れがない。よく聞いてみるとダンスホールという場所に特に問題があるようである。アメリカでは日本のようなダンスホールはタクス、ドリ、ダンスホールといつて、あやしい場所とされている。そうである。つまり先方のいい分を日本流に翻訳すれば、われ／＼のやったことは色町の待合に行つて芸者から踊りの講習を受けたということになるらしい。それならC・I・Eの人の怒る理由はわからないことはないけれども、当方としてはダンスホールを顔の皮をこわばらせてどうこういふほどの場所とは考えないのである。これも「国情の相違」から来る一珍事であろう。当時は、社交ダンスを研究するにはダンスホールに頼るほかはなかったのであるが、「教師がダンスホールに行つてよいか。」とむき直つていわれれば、あまりほめたことでもな

いから、「将来十分注意する。」といつて引き下がった。しかし事と次第によつてはいかに「国情の相違」とはいえ、簡単にのみ込んで引き下がることのできない問題もあるから、「国情の相違」は笑にやっかいな次第であつた。

◇ ◇

占領時代の思ひ出は数限りない。楽しいもの、悲しいもの、成功と思ふもの、失敗と思ふもの、等々。

「思ひ出は望遠鏡をさかさまにして景色を見る時の感じだ。」と何かの本で読んだ気がするが全くそうだ。遠く、小さく、それでいて案外鮮明に見えるような気がするが、一つずつの事物を見究めようとする、やはり速くはつきりしないものである。後文獻に残るような重要問題については思ひ出はうかつにしゃべれないと考えている。

(元文部次官)

“ちょっと考えて下さい”

ふと手にしたD経済雑誌の表紙に、いろいろの絵や数字がならべてある。数字は全国一か年推定売上というもので、

宝くじ売上	35億円	映画観覧料	500億円
共同募金	12億円	酒類販売高	2500億円
パチンコ	900億円	科学研究補助金	5.6億円
タバコ売上	1200億円		

そのほか、いろいろならべてある。この数字は売上げか利益金かはつきりしないものもあるが、「科学研究補助金 5.6 億円」というのはもちろん売上ではなく、27年度の科学研究費等の予算である。それはともかく、この図の説明に、

『… たち遅れた日本の科学技術を引上げるため、パチンコの一割とはいわぬ5分でも、科学研究費に回らぬものか。27年度の科学研究補助金は、僅かに5億6千万円。……ちよ／＼とわが国の将来を考えて下さい。』とある。

なるほど考えさせられる。

大臣官房

(人事課)

文人任第	80	8級職以下の職員の懲戒権について	6.5	人事課長	国立学校長・所轄 機関長
〃	第94	人事院規則8—7により任用された者の辞令書について	5.31	〃	本省局課長 〃
文人給第	95	本年7月1日における昇給について	6.11	〃	〃 〃 〃
国人	第49	船員である職員(官吏である船員をいう。)の災害補償の取扱方について	5.17	次官	〃
〃	第58	隔遠地所在官署の再調査について	5.26	人事課長	〃 〃
〃	第60	勤務地手当支給区分の改訂に伴う差額の支給等について	6.11	〃	〃 〃 〃
〃	第62	人事院細則3—0—2の一部改正について	6.13	〃	〃 〃 〃
〃	第61	懲戒処分に際し職員に交付すべき文書の記載事項等について	〃	〃	〃 〃
〃	第64	人事院規則2—6(人事統計報告)制定について	〃	〃	〃 〃
〃	第66	昭和27年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律の公布について	6.14	〃	会計課長 〃 〃 〃
学人	第21	昭和27年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律第2条第1項に規定する在職期間について	6.13	〃	〃 〃
文人適第	86	昭和27年度(4月分)都道府県教職員適格審査事務委託費内示について	5.22	〃	知事

編集後記

〇占領下のいるの苦心は時
がたれば忘れられてしまおうおそ
れがあるの、ボツボツ当事者
からお話をいたさうして記録的に
掲載してゆきたいと思っております。
〇青少年の問題についての原理
的な内容的なことは、いざれ後
日に記事をいたさうととし、
とりあえず、青少年教育部の活
動について、部長に概説的な記
事をお願いいたしました。
〇学校の施設については、本号
は、前号につき、地学・化
学・理科総合を掲載しました。
現場の先生方の御参考になれば
幸いですと思っております。
〇本誌二月号に、牛島義友氏の
沖繩の教育事情について記事を
いたさましたが、本号には留
日研究教員のかたがたから記事
をいたさしました。「日本人と
思っているものが、日本に『派

遣される』というのちよつと
チグハグな気持だ」といわれた
一先生のことばは、せまき誌面
では言いつくせぬ気持の一端で
しょうか。

MEJ3338
文部時報八月号
第九百号
昭和二十七年八月五日印刷
昭和二十七年八月十日発行
著作権
所有権
文部省
発行所
株式会社帝國地方行政学会
代表者 大谷 保
東京都中央区銀座西七の一
印刷所
株式会社行政学会印刷所
代表者 藤本 外次
東京都中央区銀座西七の一
振替東京一〇、〇〇〇番
定価六十五円・送費四円
一か年七百八拾円(送費とも)
たゞし増大号臨時号の場合は別に
代金を申しあげます。なお贈読の
申し込みは直接発行所または最寄
り書店にお願いいたします。